平成３０年（フ）第７５０号
大阪府守口市八雲東町２丁目82番15―504号、前住所大阪府寝屋川市黒原新町９番13―615号
債務者　樋渡紫織理
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７９０号
大阪府高槻市芝生町４丁目51番４号
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８２３号
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号（203号）
債務者　石黒　一裕
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０４３号
大阪市淀川区十三東１―10―19　エグゼ北大阪305号、住民票上の住所奈良県天理市小路町34番地８
債務者　佐々木俊嗣
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０８号
大阪府寝屋川市黒原新町９番74号
債務者　芝　トモ子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
島根県益田市あけぼの本町12番地15（302）、前住所島根県益田市大谷町261番地１
債務者　竹本　英治
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第４号
長崎県平戸市田平町里免796番地　市営里団地９号、従前の住所長崎県北松浦郡佐々町鴨川免220番地　アートインシングVI623
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午後１時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第５１２号
大阪市鶴見区鶴見３丁目７番26号カナザワ文化207
債務者　榮　　由似
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７０号
大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―504号
債務者　小西　初美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１８号
大阪市住之江区安立２丁目１番17号　シェーネ・ヴェレＩＢ
債務者　伊藤　典文
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２１号
大阪府門真市東江端町11番１－２Ｂ号
債務者　篠原　洋平
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３１号
大阪市西淀川区姫島４丁目３番８号プラットホームＯｓａｋａＷｅｓｔ304号室、前住所兵庫県揖保郡太子町太田2223番地17
債務者　井上　功嗣
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６２号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番５－803号、前住所大阪府豊中市稲津町２丁目18番２－407号
債務者　竹内　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５号
岡山県高梁市川上町吉木718番地、住民票上の住所岡山市南区浜野２丁目５番14号　コーポ片山Ｂ－102
債務者　法谷　光子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
栃木県那須塩原市南町９番３号、前住所神奈川県相模原市中央区淵野辺本町５丁目12番34号　グランバリエＫ103
債務者　澤部　豊隆
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部